

**ふるさと名産品販売促進業務の  
委託業者選定に係る企画提案競技実施要領**

**1. 業務委託概要**

契約件名	ふるさと名産品販売促進業務委託
契約期間	契約の日から平成 28 年 2 月 29 日
履行場所	八代市が指定する場所。事前協議による。
委託する業務	ふるさと名産品販売促進業務委託仕様書のとおり
契約約款	八代市標準業務委託契約約款のとおり
契約保証金	免除する
支払い方法	事業進捗による分割払いとする
委託料	4,750,000 円 (消費税及び地方消費税を含む。)とする

**2. 委託業者選定方法**

企画提案書等の公募によるプロポーザル方式。

**3. 参加資格**

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (2) 八代市から入札参加資格停止措置を受けていないこと。

**4. プロポーザルの日程**

本件プロポーザルの日程については以下の通りとする。

手続き	日程・期限
(1) 公示、資料配布	5 月 15 日（金）
(2) 質疑の提出期限	5 月 21 日（木）17 時
(3) 質疑の回答期限	5 月 22 日（金）
(4) 提出書類の提出期限	6 月 2 日（火）17 時
(5) プレゼンテーション及びヒアリング	6 月 4 日（木）に実施（31 号会議室）
(6) 評価、採点	(5) 後速やかに
(7) 結果の通知、公表	(5) より 1 週間程度後
(8) 契約内容の調整、仕様書の決定	(7) 後速やかに
(9) 契約の締結	6 月中旬

## 5. プロポーザルの事務手順

上記「5. プロポーザルの日程」に示した順に手続きの方法について説明します。

### (1) 資料配布開始

平成 27 年 5 月 15 日付け本市ホームページにふるさと名産品販売促進業務委託の募集内容を掲載する。

①ふるさと名産品販売促進業務委託業者選定に係る企画提案競技実施要領

②ふるさと名産品販売促進業務委託仕様書

・ 提案書 (様式 1)

・ 質疑書 (様式 2)

### (2) 質疑の提出

質疑がある場合、質疑書(様式 4)に記載のうえ、5月21日(木)17時までに電子メールに添付し送信下さい。その際、タイトルに「ふるさと名産品販売促進業務委託」と記載して下さい(送信先は「8. 問い合わせ・各種文書提出先」を参照下さい)。

### (3) 質疑の回答

質疑があった場合は、受付けた日の翌日を目途に回答します。回答方法は八代市公式ホームページに質疑内容と回答を掲示します。

### (4) 提出書類の提出

提出書類を以下の通り作成し、6月2日(火)17時までに、観光振興課に持参若しくは郵送(必着)にて提出下さい。期限までに到着しない場合は無効とします。

①提案書(様式 1)：提出部数 1 部

必要事項をみれなく記入し、代表者又は契約代理人の名義で記名押印してください。

②見積書(任意様式)：提出部数 9 部

様式は自由書式とします。助成金として支出する金額広告費に当てる金額及び販売手数料として収入する金額等を記載して提出下さい。

③実績・会社概要等(任意様式)：提出部数 9 部

本件に活用できると考える実績がある場合は、その内容の分かる資料を提出してください。実績としての提出上限は 3 件までとします。

④企画書(任意様式)：提出部数 9 部

提案する企画内容について、下記の内容を踏まえて記載の上提出下さい(A4用紙 6~12枚)。

・販売手法…販売ツールの仕組みや管理体制、商品の募集手段や発送体制などについての提案

・販売手法…販売促進のための広告宣伝活動についての提案

・売上見込額…助成額を活用しての売上見込み額とその根拠

・全体スケジュール…販売開始時期と販売計画についてのスケジュール

・アンケート手法…消費効果の測定が出来、今後の物産振興に活かせるアンケート

ト手法についての提案

・業務体制…統括責任者、スタッフの氏名経験年数や業務実績等

下記（8. 問い合わせ・各種文書提出先）あてに郵送（必着）もしくは持参にて提出する。※なお、提出書類の作成にあたっては、事前に担当者とは打合せすることも可能ですので、適宜ご相談下さい。

(5) プレゼンテーション及びヒアリング

プレゼンテーション及びヒアリングについては下記のとおり実施します。

日時：平成 27 年 6 月 4 日（木）実施予定

※日時については参加者確定後にそれぞれ連絡いたします。

- ① 発表時間については 1 事業者につき 15 分以内のプレゼンテーションののち、審査員によるヒアリング（約 20 分間）を実施する。
- ② プレゼンテーションを行う者は責任者を含む 3 名以内の人員において行うこととする。
- ③ プロジェクター、スクリーンを使用する場合は事前に報告してください。

(6) 評価・採点

① 評価基準

本件プロポーザルにおける評価項目、評価基準及び判定基準並びに評価基準点については、以下の通りとする。

評価項目	評価基準	評価の視点	配点
企画内容	企画力	目的を踏まえた企画となっているか	30
		消費者に対して魅力的な提案となっているか	
		売上見込額が達成できる企画となっているか	
	販売体制	商品収集の体制等は合理的なものになっているか	20
		合理的で信頼性のある配送システムとなっているか	
		分かりやすく合理的なシステムの提案がなされているか	
業務体制	必要かつ十分な人員の配置が可能であるか	20	
	スケジュール管理・アンケート手法は適切であるか		
見積金額		積算項目は適切であるか	10
		経費配分は適切であるか	
実績		受託者としての能力を担保する実績があるか	20

② 評価方法

評価方法については、市職員等で構成する選定委員会を設置し各選定委員が各提案についてそれぞれ審査を行う。

③ 委託業者の決定

委託業者の決定にあたっては、「事務局による評価」の評価点に「選定委員会による評価」の評価点を加えた総合点数の最も高い企画提案書を提出した提案者（最高得点者）を契約予定者として選定する。ただし、最高得点者が複数ある場合は選定委員会の議決により選定する。

(7) 結果通知、公表

本件プロポーザルについての結果については、プロポーザル参加者に通知するとともに、ホームページ上にて公表します。

(8) 契約内容の調整、仕様書の決定

契約予定者と観光振興課とで調整を行い、仕様書及び契約内容を確定します。

(9) 契約の締結

八代市標準業務委託契約書により契約を締結します。

## 6. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提案期限を過ぎて企画提案書が提出された場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合。
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (5) 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等委員長が失格であると認めた場合。

## 7. 注意事項

- (1) プロポーザルに参加する費用は、すべてプロポーザル参加者の負担とします。提出後の提案書等の修正差替えはできません。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合は、入札参加資格の停止措置等を行うことがあります。
- (3) 提出書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属します。ただし、八代市が本プロポーザルに関する報告、公表等のため必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ず提出書類の内容を無償で使用することができるものとします。
- (4) 提出書類については返却しません。

## 8. 問い合わせ・各種文書提出先

866-8601 八代市松江城町 1-25 八代市役所 3 階  
八代市経済文化交流部観光振興課 (担当：岩田)  
(TEL) 0965-33-4115 (FAX) 0965-32-8944  
Email: ken-igt@city.yatsushiro.lg.jp

(様式1)

提案書

年 月 日

提出先

八代市長 様

(参加者番号) No. \_\_\_\_\_

業務名	ふるさと名産品販売促進業務委託
商号又は名称	(所在地) (名称) (代表者又は契約代理人) 印
ご担当者	(所属) (氏名) (電話番号) (FAX 番号) (電子メールアドレス)

(様式2)

質疑書

平成27年 月 日

提出先  
八代市長 様

ふるさと名産品販売促進業務受託者選定のための公募型プロポーザルに関して以下とおり質問がありますので回答をお願いします。

質疑提出者	(所在地)  (名称)  (代表者又は契約代理人)  (氏名)  (電話)
質疑	
質疑	
質疑	
質疑	
質疑	
質疑	

※質問は簡潔にお願いします。

※質問内容及び回答については、共通回答としてホームページ上に公表します。